

## 要求水準書（案）【運營業務編】に関する質問、提案及び意見に対する回答書

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	1	(ページ)	3	「面積：約 6,100m <sup>2</sup> （建設工事範囲として）」とありますが、解体跡地は運営管理外（見積範囲外）と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第 2 章第 1 節 1.1)		
		(項目名)	地形・土質等 面積		
質問	2	(ページ)	4	場内搬入物のうち、ごみ破碎施設からの搬入物は、破碎処理後の可燃残渣と理解してよろしいでしょうか。 同様に、し尿処理施設からの搬入物は、し尿汚泥と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第 2 章第 2 節 1		
		(項目名)	計画処理量		
質問	3	(ページ)	4	小動物の死骸の搬入はないと理解してよろしいでしょうか。	小動物の死骸の搬入はあるものと想定してください。なお、詳細については本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	第 2 章第 2 節 1		
		(項目名)	計画処理量		
質問	4	(ページ)	4	計画処理量について、貴組合で想定する月変動係数がありましたら、ご教示願います。	本組合ホームページで公表している一般廃棄物維持管理記録簿を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章第 2 節 1		
		(項目名)	計画処理量		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	5	(ページ)	4	「10t ダンプトラック、アームロール、住民の直接搬入車両」とありますが、要求水準書(案)【設計・建設工事編】6ページに記載の「搬入車両：最大8t パッカー」が最大車両との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第2節2		
		(項目名)	(3) 搬入車両		
質問	6	(ページ)	4	平成30年度実績の年間搬入台数及び最大月搬入台数をお示し頂いておりましたが、搬入車両別(パッカー車、10t ダンプトラック、アームロール、住民の直接搬入車両)の1日当たりの搬入台数の実績もしくは想定をご教示願います。特に住民の直接搬入車両台数については、受付・計量・受入の運用方法の検討に必要な情報となるため、ご教示頂きたいと存じます。	本組合が搬入車両を指定できるものではないため、搬入車両については、主な車両を記載しております。また、搬入車両別については、車種が多数存在するため、現状では把握できる状況になっておりません。なお、令和元年度の直接搬入車両は13,867台/年度となっており、1日当たりの搬入台数については、時期や天候等に左右されるため、想定することが難しいと考えます。
		(項目番号)	第2章第2節2		
		(項目名)	(3) 搬入車両 (4) 搬入台数		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	7	(ページ)	4	「5,239台/月(平成30年度実績における最大月)」とありますが、パッカー車と住民の直接搬入車両の搬入割合をご教示願います。	【質問6】を参照してください。
		(項目番号)	第2章第2節2.(4)		
		(項目名)	搬入台数		
質問	8	(ページ)	4	1日当たり最大及び平均の搬入台数を一般住民持込みとそれ以外でご教示願います。 搬入台数が最大となる日の時間帯別及び搬入車両別の台数をご教示願います。	【質問6】を参照してください。
		(項目番号)	第2章第2節2.(4)		
		(項目名)	搬入台数		
質問	9	(ページ)	5	表中に示されている種類組成の項目はp.4 1.計画処理量で示されている家庭系・事業系・場内搬入物(ごみ破碎施設・し尿処理施設)の混合物の組成と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第2節5		
		(項目名)	搬入ごみの性状		
質問	10	(ページ)	5	要求水準書(案)【設計・建設工事編】6ページに記載のごみ組成と低位発熱量等異なりますが、今回の見積における15年間の維持管理費算出については、要求水準書(案)【設計・建設工事編】6ページに記載の基準ごみで算出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第2節5		
		(項目名)	搬入ごみの性状		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	11	(ページ)	6	硫黄酸化物の単位が“－”となっていますが、“p p m”と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第3節1		
		(項目名)	排ガスの基準値		
質問	12	(ページ)	6	主灰のダイオキシン類濃度の基準値の記載がありませんが、ダイオキシン類特別措置法に基づき3ng-TEQ/gと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第3節		
		(項目名)	施設の性能		
質問	13	(ページ)	6	昭和48年総理府令第5号 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(別表第一、別表第五を参照)によると、「1,4-ジオキサン 0.5 mg/L 以下」も溶出基準項目にあるため、測定すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第2章第3節2		
		(項目名)	飛灰処理物の基準値		
質問	14	(ページ)	8	「本事業については福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)に基づく環境影響評価を行っていることから、運営事業者はその内容を遵守するとともに、事後調査に協力する」とありますが、見積精度向上のため予定されている具体的な内容についてご教示いただけますでしょうか。	当組合のホームページで環境影響評価書を公表しましたので、参照してください。
		(項目番号)	第2章第6節		
		(項目名)	環境影響評価の遵守		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	15	(ページ)	8	環境影響評価の事後調査の内容・項目についてご教示願います。	【質問 14】を参照してください。
		(項目番号)	第 2 章第 6 節		
		(項目名)	環境影響評価の遵守		
質問	16	(ページ)	9	「敷地内外において、本組合が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、」について、工事の請負事業者との調整については、貴組合主体で実施して頂き、運営事業者はその工事調整内容に協力するといった内容に変更頂けませんでしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第 2 章第 11 節		
		(項目名)	別途工事への協力		
質問	17	(ページ)	9	「なお、現時点では既設し尿処理施設等の解体撤去工事及びマテリアルリサイクル推進施設（ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター）の建設工事を想定している」とありますが、想定されている工事の実施時期をご教示ください。	令和 12 年度稼働を目標に整備を進める予定です。
		(項目番号)	第 2 章第 11 節		
		(項目名)	別途工事への協力		
質問	18	(ページ)	9	既設し尿処理施設等の解体撤去工事とありますが、運営の開始後に解体撤去する必要がある、し尿処理施設の建物等はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第 2 章第 11 節		
		(項目名)	別途工事への協力		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	19	(ページ)	12	運営期間中のボイラー・タービン主任技術者の配置についての記載がありませんが、組合様にて配置していただくという理解でよろしいでしょうか。	本要求水準書に明記されていない事項であっても本業務の目的達成のために必要な業務については、事業者の責任において、全て遂行してください。
		(項目番号)	第3章第2節1		
		(項目名)	有資格者の配置		
質問	20	(ページ)	12	電気主任技術者を配置することとされていますが、ボイラー・タービン主任技術者の配置は不要（貴組合にて配置）でしょうか。	【質問19】を参照してください。
		(項目番号)	第3章第2節2		
		(項目名)	有資格者の配置		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	21	(ページ)	12	<p>「1. 廃棄物処理施設技術管理者の立場として、ごみ焼却施設、エネルギー回収推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設の運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として本業務開始後3年間以上配置すること。」について下記の事項を確認させて下さい。① 実施方針書 16 ページ 第2章 (2) ② エ. では「(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の立場として、…本事業の現場総括責任者として運営開始後3年間以上配置すること。」とありますが、内容に相違があるようにお見受けしますが、どちらを正と読み替えば良いのでしょうか。② ①に関して、要求水準書(案)【運営業務編】を正とする場合、本条件に該当する技術者が限定的であるため、対象となる経験として「ごみ焼却施設又は、エネルギー回収推進施設又は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として本業務開始後3年間以上配置すること。」として頂けませんでしょうか。</p>	<p>実施方針書を正とします。</p>
		(項目番号)	第3章第2節		
		(項目名)	有資格者の配置		
質問	22	(ページ)	13	<p>運営事業者の業務として、計量がありますが、料金徴収も業務範囲との理解でよろしいでしょうか。また、料金徴収の対象となる車両についてご教示願います。</p>	<p>お見込みのとおりです。また、手数料徴収の対象となるのは、事業所の車両になります。</p>
		(項目番号)	第4章第1節1.		
		(項目名)	受入監視		
質問	23	(ページ)	13	<p>受付・計量業務も事業者範囲と考えますが、料金徴収も事業者範囲という理解でよろしいでしょうか。 また、徴収する金額は一日あたりどの程度となるかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。なお、令和元年度の徴収金額は約11,450千円/年度となっております。徴収する金額は日ごとに異なります。</p>
		(項目番号)	第4章第1節1		
		(項目名)	受入監視		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	24	(ページ)	13	<p>処理不適物が搬入された場合の対応方法について、以下のそれぞれのケースについてご教示願います。</p> <p>①ごみピット投入前に発見した場合で、直接搬入等で排出者が特定される場合</p> <p>②ごみピット投入前に発見した場合で、収集車の展開検査等、排出者が特定できない場合</p> <p>③ごみピット内で発見された場合</p>	この他様々なケースが考えられますので、事業者と協議のうえ定めます。
		(項目番号)	第4章第1節1		
		(項目名)	受入監視		
質問	25	(ページ)	13	<p>計量業務について、料金徴収に関する記載がありません。業務内容をご提示願います。</p> <p>また、し尿処理施設やごみ破碎施設・リサイクルセンターへの搬入車両計量業務は本業務に含まれないと理解してよろしいでしょうか。</p>	業務内容については、事業所から搬入されたごみ量に応じて、手数料を徴収してください。なお、搬入車両計量業務はお見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第1節1		
		(項目名)	受入監視		
質問	26	(ページ)	13	<p>「なお、次に示す項目及び頻度以上の計測管理を実施し、第三者機関による計量証明を要する。」とありますが、計量法対象外の項目等、第三者機関による計量証明が発行されない項目等（ごみ質分析等）に関しては、計量証明に替わる計測値を証明する書類で足りることを確認させて下さい。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第1節6		
		(項目名)	性状分析等		
質問	27	(ページ)	13～14	<p>表中の対象にある「ばいじん」は飛灰処理物と解釈してよろしいでしょうか。また、先の回答で、1,4-ジオキサンが溶出基準項目に含まれることになった場合、この対象中に、1,4-ジオキサンも項目に含まれると理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第1節6		
		(項目名)	性状分析等		



種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	28	(ページ)	14	貴組合のウェブサイトでは、現在排ガス中及び焼却灰等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、公表していますが、本施設でも放射性物質の測定を行う必要があると理解してよろしいでしょうか。	測定は本組合で行うものと想定してください。
		(項目番号)	第4章第1節6		
		(項目名)	性状分析等		
質問	29	(ページ)	14	性状分析における対象、項目、頻度を表にてお示し頂いておりますが、下記の事項を確認させて下さい ① ばい煙における項目「温度、流速、量…窒素酸化物」に対する頻度について、「2月/1回/炉」とありますが、1回/2月/炉（1炉あたり2か月に1回）と理解してよろしいでしょうか。 ② ばい煙における項目「カドミウム及びその化合物、沸素・沸化水素・沸化珪素…クロム及びその化合物」に対する頻度について、「6月/1回/炉」とありますが、1回/6月/炉（1炉あたり6か月に1回）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第1節6		
		(項目名)	性状分析等		
質問	30	(ページ)	16	「3) 備品、什器、事務用品、日用品等の運営事業者が行う管理事務に関わるもの」とありますが、組合殿が行う業務に関わるものは組合殿の手配所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本組合がモニタリングを実施するうえで、必要な機材類について協力すること。なお、詳細については、本組合と協議により定めます。
		(項目番号)	第4章第2節1.3)		
		(項目名)	調達・管理		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	31	(ページ)	17	「明渡し前に適当な引継ぎ期間を設け、次期運営事業者又は本組合に対する運転教育を行う。」とありますが、その期間はどの程度を見込めばよろしいでしょうか。また、次期運営事業者の能力が不十分で引継ぎ期間が非常に長くなるなど、過剰な支援が生じた場合は、費用等について別途協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	明け渡し期間の詳細については、本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	第4章 第2節8		
		(項目名)	明渡し基準		
質問	32	(ページ)	17	『ここで「継続して使用する」とあるのは、本業務期間終了後の時期運営事業者又は本組合が、適切な点検、整備、補修及び更新等を15年目までの水準で行いながら、16年目以降においても安定的な稼働が継続できる状態を使用することを言う。』とありますが、16年目以降で初めて整備、更新等が必要となるものについては、本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	適用されます。
		(項目番号)	第4章 第2節8		
		(項目名)	明渡し基準		
質問	33	(ページ)	17	明渡し時の予備品・消耗品についての補充は含まないと考えてよろしいでしょうか。	明け渡し時に薬品等の補充は行うものとします。詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	第4章 第2節8		
		(項目名)	明渡し基準		
質問	34	(ページ)	17	「適切な点検、整備、補修及び更新等を15年目までの水準で行いながら」とあります。基幹的設備改良のような、工期が1年程度以上の大規模工事を必要としなければ、この「水準」を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第2節8		
		(項目名)	明渡し基準		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	35	(ページ)	19	運営事業者の業務に資源化は含まれていないと認識しておりますが、資源化に関する記録とは何を想定されていますでしょうか。	発電量等の記録を想定しています。
		(項目番号)	第4章第4節2		
		(項目名)	運営記録		
質問	36	(ページ)	21	清掃を実施する範囲のご提示いただけますでしょうか。(例：既設し尿処理施設の解体後に駐車場とする範囲の清掃の可否等)	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第4章第5節1		
		(項目名)	清掃		
質問	37	(ページ)	21	年間及び月別の見学者人数をご教示願います。 また、1日当りの最大人数および1回の最大人数をご教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】123頁を参照してください。
		(項目番号)	第4章第5節4		
		(項目名)	施設見学者対応		
質問	38	(ページ)	21	行政視察の対応は、受付から説明まで全て貴組合にて行うと理解してよろしいでしょうか。	行政視察等の対応は本組合が行うこととします。ただし、施設に関する説明及び質問については、事業者の所掌とします。
		(項目番号)	第4章第5節4		
		(項目名)	施設見学者対応		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	39	(ページ)	21	予約なしで案内や引率を不要とする、いわゆる自由見学の想定は不要としてよろしいでしょうか。	本組合が要求する水準に適合したうえで、提案してください。
		(項目番号)	第4章第5節4		
		(項目名)	施設見学者対応		
質問	40	(ページ)	21	施設見学の受付人員を検討するため、管理棟休館日などの開館時間を提示願います。	本組合が要求する水準を満足したうえで、提案してください。
		(項目番号)	第4章第5節4		
		(項目名)	施設見学者対応		
質問	41	(ページ)	22	「なお、緊急時に配置予定職員の人数を考慮した上で、職員が3日間以上、本施設内で待機可能な防災用品を準備する。」とありますが、ここでいう「職員」とは運営事業者職員を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	第4章第5節7.3)		
		(項目名)	災害時の対応 自主防災組織の整備		
質問	42	(ページ)	22	「除雪範囲は搬入搬出道路等」と記載がありますが、本施設敷地内の搬入搬出道路と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に、入札説明書等において公表します。
		(項目番号)	第4章第5節9		
		(項目名)	その他施設管理		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
質問	43	(ページ)	22	「本業務には降雪時の除雪等を含むものとし、降雪範囲は～運営事業者の負担により手配すること。」との記載がありますが、現在の既存ごみ焼却施設運営時における除雪作業の頻度や、使用している除雪機の機材等について、ご教示いただけませんか。	構内道路については、融雪設備で対応しています。なお、融雪設備がない箇所については、ショベルローダ等により除雪することがあります。
		(項目番号)	第4章第5節9		
		(項目名)	その他施設管理		
質問	44	(ページ)		受付計量が事業者の範囲となっておりますが、料金徴収も含むとの理解でよろしいでしょうか。また、含む場合に、想定される徴収後の料金の管理及び確認方法をご教示願います。	お見込みのとおりです。なお、手数料徴収後の管理及び確認方法については、本組合との協議により定めます。
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料① 作業および経費分担表		
質問	45	(ページ)		表内各所にて「一定の」、「想定範囲を超えた」、「許容量を超えた」等の記載がございますが、これらの詳細について、入札公告公表時にご提示頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的な考え方は、リスク分担表に示したとおりですが、詳細は本組合との協議により定めます。
		(項目番号)			
		(項目名)	添付資料② リスク分担表		
質問	46	(ページ)	添付資料②	設計段階・建設段階において、リスク負担者が運営事業者となっている箇所が5か所（設計段階3か所、建設段階2か所）ありますが、設計・建設段階では運営事業者は所掌範囲を超えておりますので、誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		(項目番号)	リスク分担表		
		(項目名)	設計・建設段階		

種別	番号	箇所		質問等の内容	回答
意見	1	(ページ)	5	バイオマス比率について、記載の種類組成より各事業者が想定すると乖離が発生しますので、貴組合にて設定していただけないでしょうか。	提示した5年間の平均値を用いて設定してください。
		(項目番号)	第2章第2節5		
		(項目名)	搬入ごみの性状		
意見	2	(ページ)	5	表中に示されている低位発熱量は年平均値(1,583~1,943kcal/kg)と思われますが、要求水準書(案)【設計・建設工事編】で示されている基準ごみ質(2,200kcal/kg)に比べ低い値となっています。要求水準書(案)【設計・建設工事編】での数値を設定した根拠資料がありましたらご提示願います。	年平均値と予測値であり異なります。根拠資料については検討します。
		(項目番号)	第2章第2節5		
		(項目名)	搬入ごみの性状		
意見	3	(ページ)	5	直近5年間のごみ組成分析結果を示されていますが、ごみ質の変動を確認するため5年間すべてのごみ質測定データ(低位発熱量、三成分、可燃分中の元素組成)もありましたらご提示願います。	妥当性・合理性等の観点から検討します。
		(項目番号)	第2章第2節5		
		(項目名)	搬入ごみの性状		
意見	4	(ページ)	15	「震災その他不測の事態により、…その処理に協力する。」とありますが、多量の災害廃棄物が一度に搬入・処理された場合、ごみ質が大幅に変動し、用役費の増大などの影響が懸念されます。本運営事業は災害廃棄物の処理に伴う追加費用に関しては協議とさせていただきますようお願いいたします。	災害廃棄物に起因するごみ質の大幅な変動に対しては、本組合との協議により定めます。
		(項目番号)	第4章第1節10.		
		(項目名)	災害発生時等の協力		